



秋 親子でおいもほい



青少年の育成は大人一人ひとりの責務

次代を担う子どもたちは、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在です。全ての子どもたちが自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことは、社会全体の願いです。しかしながら、依然、支援を必要とする引きこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもの問題や、少年非行、いじめ問題、児童虐待をはじめ子どもが被害となる事件など社会全体で取り組まなければならない問題があります。

まず、大人自身が、大人社会のあり方を見直すとともに、社会の基本的なルールを身をもって伝えていくことが大切です。「大人が変われば、子どもが変わる」意識を持って、子どもの成長のためにできることを考えてみましょう。

家庭のあり方を振り返ろう

家庭は子どもにとって人格形成の行われる最初の場所です。

親であるみなさんは、家庭の重要性を認識し、家庭でのしつけのあり方や親の役割について考えましょう。そして、子どもが生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食育の推進、生活時間の改

善等により、子どもの生活習慣を見直しましょう。また、スマートフォンを始めとするインターネット接続機器等との過剰な接触時間を見直し、家族との直接的コミュニケーション時間を増やしましょう。

地域で一体となって青少年の育成を

青少年の育成支援は、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題です。

全ての人が青少年の健全育成に関わっているという意識を持ち、互いに助け、支えあえる地域づくりに努めましょう。また、子どもの安全確保の取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、地域が一体となった取組を進めましょう。

青少年の多様な社会参加活動を支えよう

青少年が同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性を育み、積極的に社会へ参画していけるよう支援することが重要です。

そのために、大人のみならず、子どもたちと一緒に、世代をこえて、地域の行事やボランティア活動、スポーツクラブなどに参加するよう心がけましょう。

(社会教育課)

人権・青少年健全育成フェスティバル

12月5日(土)

入場無料

時間 9:30~10:15 (開場9:00)

場所 文化センター 大ホール・小ホール

内容 ◆小中学生の主張、体験発表
◆小中学生の人権ポスター、標語の展示

※新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮して開催いたします。

※ご来場の際は、マスク着用でのご来場をお願いします。

※体調不良や37.5度以上の発熱などの症状がある方はご来場をお控え願います。



輝く未来
育て支えて
見守って



青少年補導委員に 知事表彰・知事感謝状

令和2年度兵庫県青少年補導委員表彰者が発表されました。

永年にわたり青少年の非行防止・健全育成に貢献した補導委員には兵庫県知事表彰が、また、継続して青少年の健全育成に尽力された補導委員には兵庫県知事感謝状が贈られます。

兵庫県知事表彰(20年)

和田英男さん(西光寺)

玉置幸子さん(余田)

松岡真奈美さん(駅前)

兵庫県知事感謝(10年)

東影寛久さん(長目)

おめでとうございます。今後とも、地域の青少年健全育成のため、ますますのご活躍を祈念します。
(社会教育課)

行事予定(11月21日～12月2日)

月	日	曜日	時間	行 事
11	21	土	11:00	おはなし会
11	28	土	14:00	子ども映画会「スプーンおばさん とんだヒコキ大成功 ほか」
12	2	水	11:00	えほんのじかん
☆12月3日(第1木曜日) 資料整理のため休館				

新 着 図 書

八千種研修センター 図書室

☎22-1564

一般書10冊

「この気持ちもいつか忘れる」 住野 よる
「もう、聞こえない」 誉田 哲也

伊勢大神楽がやってきます！

木村七良太夫組による国指定
重要無形文化財の伊勢大神楽が、
今年も福崎町にやってきます。

あでやかな獅子舞や曲芸を、
ぜひご覧ください。

11月14日(土)

時間 13:30～14:30(予定)

会場 柳田國男・松岡家記念館前広場

問い合わせ先 柳田國男・松岡家記念館(☎22-1000)

※かならず、マスクをつけてご来場ください。



“こころ豊かなふくさき”を願って

“広げようフラワーボランティアの輪”

福崎町内の花壇などのお世話をしているボラン
ティアの活動予定(11/20～12/19)をお知らせしま
す。ぜひボランティア活動にご参加ください。

福崎町ココロクラブ

11月28日(土) 9:00～ 役場周辺街路樹下手入れ
みどりのグループ

12月2日(水) 9:00～ 七種川沿い新町花壇

12月16日(水) 9:00～ 元JA八千種前花壇

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755

(コミュニティ推進専門員)

図書館応援隊を紹介します⑤

～図書館を支えるひとびと～

★ 民話かたりベグループ ★

福崎町に伝わる民
話や、絵本にもなっ
ている日本のむかし
話などを、学校やイ
ベントで語っていま
す。民話を聞いて遠
野物語をまとめられ
た柳田國男さんの出身地である福崎で、より
多くの方が民話やむかし話に触れる機会を作
れたら、と思い活動しています。

活動日 第2・4木曜日(変更になることがあ
りますのでお問い合わせください。)



新規メンバーを募集しています。興味を持た
れた方は、ぜひ一度活動日にお越しいただくか、
図書館へお問い合わせください。

フードドライブ(食品の寄附)
にご協力ください

NPO法人フードバンクはりまと連携し、余っ
ている食品などを必要とする人に無償で届ける
「フードドライブ」の受付を行います。いただ
いた食品などは、フードバンクはりまを通じて
福祉団体・施設や子ども食堂などに寄贈します。

12月14日(月)・15日(火)

9:00～17:00

役場玄関ロビー／社会福祉協議会

提供していただきたい食品・日用品

◆米(白米、玄米、アルファ化米など)

◆粉ミルク、離乳食、おむつ

◆缶詰、レトルト食品、インスタント食品

◆野菜(根菜類)

◆のり、ふりかけなど

◆調味料(しょうゆ、食用油など)

◆菓子類

◆洗剤、消毒液、マスクなどの日用品

※食品については、原則賞味期限が1か月以
上残り、常温保存可能なもの

問い合わせ先 健康福祉課(365・353)

区長会要望

福崎町長 尾崎吉晴

10月19日に区長会総会があり、7月31日に提出があった令和2年度の区長会から町への要望に回答をいたしました。要望書には、新たに要望する事項が12件、継続して要望する事項が10件、あわせて22件の要望がありました。新規要望の内訳は道路整備が2件、河川整備が4件、防災対策が2件、その他が4件です。いずれも各地域の切実な要望です。町だけでは解決できないこともあります、精いっぱい努力いたします。

今年度の要望の一つに市川水系の堆積土砂の撤去があります。近年の気候変動の影響により、河川が氾濫する危険性が高まっていると感じています。関係区長17名は、町への要望に加え、河川を管理する兵庫県に対し、思いの詰まった要望書を作成されました。先日、区長4名と私と上野県議会議員にも加わっていただき、市川水系を管轄する兵庫県姫路土木事務所を訪問し、要望書を手渡し、土砂の撤去を要望いたしました。

兵庫県は、現在、緊急性が高いと判断した七種川の堆積土砂の撤去を進めています。もうしばらくすると2期目の工事が始まります。市川本流もできるだけ早く工事を実施してほしいと、福崎町と福崎町民の思いを伝えてきました。

左…大杉区長
右…尾崎町長



図書館の西、西治環境整備保全会が管理する線路沿いの田んぼで、色とりどりのコスモスが風に揺れていました。



満百歳！

おめでとうございます



宮崎良夫さん(駅前)

9月25日に満百歳を迎えられました。

お祝いの言葉にとっても喜んでくださり、たくさんお話をしてくださいました。知識が豊富な方で、普段もデイサービスで講師としていろんなお話をされているそうです。

今後もますますお健やかに、さらなるご長寿をお祈りします。

なお、百歳をお祝いし百歳の森記念碑にお名前を刻みました。(健康福祉課)

食育通信

～給食センターの取組み～

給食センターでは地産地消を推進するため、旬の福崎町産の野菜を使った献立や、もち麦を使用した給食を提供しています。また、毎月19日の



「食育の日」には、行事食や郷土料理などの特別献立や兵庫県産物資と福崎町産野菜の使用率100%を目指したふるさと給食を実施しています。

地産地消の取組みは、福崎町の活性化をはかるとともに、子どもたちに生まれ育った地域の特産物を知ってもらい、またその食材を味わうことで地域を身近に感じてもらうことが目的です。

7月と9月には夏季限定の冷やしもちむぎ麺を提供しました。食物繊維が豊富で他の麺類では出せないもちもち食感のもちむぎ麺は、子どもたちにも大人気でした。

給食センターでは今後も地産地消の取組みを進めるとともに、体の健康や成長だけでなく、心も育んでいけるような給食を提供していきます。



めるとともに、体の健康や成長だけでなく、心も育んでいけるような給食を提供していきます。

令和3年度から 町税の納め方が変わります

令和2年度までは、町県民税・固定資産税・国民健康保険税の3税を合算して、10回に分けて納める「集合税方式」を採用していましたが、令和3年度からは、それぞれの税ごとに納付する「単税方式」に変更します。

- ◆この変更により、コンビニでの納付や、税ごとの納付方法の選択ができるようになります。
- ◆納め方は変わりますが、年間の合計税額に増減はありません。

主な変更点

- 納付書の様式が変わります。
- 納税通知書は税ごとに発行します。固定資産税は4回、町県民税は4回、国民健康保険税は9回に分けての納付になります。
- 税ごとに異なる納付方法を選択できます。
- コンビニで納付ができます。（5月から）

令和3年度からの納期

税目（納付回数）	納税通知	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税（4回）	5月	1期		2期					3期		4期	
町県民税（4回）	6月		1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税（9回）	7月			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
軽自動車税（1回）	5月	全期										

*納期限は各期の月末日（12月は25日）です。ただし、末日が土、日曜日または祝日の場合は、翌営業日となります。

口座振替の手続きについて

- 現在登録されている口座で、今までどおり全ての税を引き落とす場合、手続きは必要ありません。
- 税ごとに振替方法を変更したい場合は、金融機関で手続きが必要です。

町税の納付には「便利」で「確実」な口座振替をご利用ください。

問い合わせ先 税務課（内線341～343）

中小企業者・小規模事業者対象 令和3年度固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が昨年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者等を対象に、来年度の固定資産税を減免します。

対象となる税	事業用家屋及び設備等の償却資産に対する令和3年度の固定資産税 (注) 事業用家屋は事業用割合が確認できる書類が必要です。
対象者	中小企業者・小規模事業者（個人・法人）
対象期間	令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月と前年同期間
減免率	前年同期比30%以上50%未満減少の場合 1/2 前年同期比50%以上減少の場合 全額
町への申告期間	令和3年1月4日(月)～2月1日(月) ※郵送申請は2月1日(月)必着

*町への申告前に、申告内容の確認を認定経営革新等支援機関等に依頼し、申告書を発行してもらう必要があります。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先 税務課 資産税係（内線346）